

宮城県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画(案)の概要

計画策定の目的

趣旨：国の基本計画に基づき策定した本計画は、2つの既存計画の基本的な方向性を示すものであるとともに、既存計画の不足する部分を補い、3つの計画を通じて建設産業全体の発展に寄与するもの。
本計画は「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（平成29年3月16日施行）に基づき策定するもの。【(第9条)都道府県は、基本計画を勧奨して、都道府県計画を策定するよう努めるものとする。】

宮城県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画(案)

現状と課題

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

- ・ 県内の労働災害による死傷者数は、東日本大震災による大幅な建設需要を受けて、震災前より高い水準で推移
- ・ 災害撲滅に向けて官民間問わず一層の実効性のある取組の推進が必要

一人親方等への対応の必要性

- ・ 労働安全衛生法上の労働者に当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらない
- ・ 業務の実情、災害の発生状況等からみて、特段の対応が必要

建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

- ・ 震災後の建設投資が震災前の水準まで減少し、建設工事従事者の高齢化や担い手不足の課題が深刻化することが想定
- ・ 中長期的な担い手の確保・育成を進めていくため、処遇の改善や地位の向上を図ることが必要

基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

県が総合的かつ計画的に講ずべき施策と推進事項

施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
(2) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した工期の設定
2. 責任体制の明確化
・ 元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
(1) 建設業者間の連携の促進
(2) 一人親方等の安全及び健康の確保
(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
(1) 建設業者等による自主的な取組の促進
(2) 安全及び健康の確保等に配慮した設計、工法、資機材等の開発・普及の促進
5. 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識の啓発
(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進
(2) 安全及び健康の確保に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

推進事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
(1) 社会保険の加入の徹底
(2) 建設キャリアアップシステムの活用促進
(3) 「働き方改革」の推進
2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
・ 労働安全衛生法令の遵守徹底
3. 計画の推進体制等
・ 県工事事務所推進計画、新・みやぎ建設産業振興プラン、本計画に関わる関係機関・関係団体と連携

建設産業全体の発展に寄与

第5次県工事事務所事故防止対策推進計画(平成29年6月策定)

(※平成8年に「第1次県工事事務所事故防止対策推進計画」を策定)

県工事事務所事故防止対策推進計画とは

- 県では、県工事中における事故防止対策のための基本計画である『県工事事務所事故防止対策推進計画』を5年ごとに策定
- 『県工事事務所事故防止対策推進計画』に基づき、毎年度の行動計画である『県工事事務所事故防止対策事業計画』を策定

県工事事務所事故防止対策推進計画が策定された背景

- 昭和53年の白石市小原での土砂崩壊事故(7名死亡)を契機に労働災害防止に取り組むため『県工事事務所事故防止対策委員会』を設置
- 『県工事事務所事故防止対策委員会』では、事故防止対策を総合的かつ計画的に進めるため、平成8年に『第1次県工事事務所事故防止対策推進計画』を策定
- 以降、5年ごとに『県工事事務所事故防止対策推進計画』を策定し事故防止対策を実施

《第5次(平成29～33年度)県工事事務所事故防止対策推進計画》

基本方針

『危険ゼロ』の実現を目指す

重点取組事項

「墜落・転落災害」、「建設機械・クレーン等災害」、「崩壊・倒壊災害」のいわゆる建設業の三大災害を重点的に取り上げ、「法令等の遵守」、「研修機会の拡充」、「労働災害の予防」を重点取組事項として計画を推進する。

目標

- ・ 県工事中における死亡災害を撲滅する。
- ・ 県工事中における労働災害を第4次計画期間中の労働災害から半減させる。

(労働災害死傷者数)
第1次(H8年～H12年):111人
第2次(H13年～H17年):86人
第3次(H18年～H22年):74人
第4次(H24年～H28年):152人

新・みやぎ建設産業振興プラン(平成28年3月策定)

(※平成20年に「みやぎ建設産業振興プラン」を策定)

新・みやぎ建設産業振興プラン

<推進期間>平成28年度から平成31年度までの4年間

<基本理念>

みやぎの将来を力強く支える建設産業の再生

技術力・経営力を “伸ばす”

地域を “支える”

<基本目標1>

良質な社会インフラの整備を担う
建設産業の技術力・経営力の強化

<基本目標2>

本格的な維持管理時代の
到来に備えた
建設市場の適正な環境整備

<基本方針>

産学官連携による建設・維持管理事業の高品質化と
担い手の確保・育成の推進

担い手を “育てる”

災害から “守る”

<基本目標3>

将来のみやぎの建設産業を担う
人材の確保・育成

<基本目標4>

東日本大震災を踏まえた円滑な
連携体制の構築